

# 専門職大学生向けに空き家をシェアハウスに改修しませんか

- 対象者** 市内にある空き家を芸術文化観光専門職大学学生用シェアハウスとして活用するための改修を行う者
- 条件** 次の条件を全て満たすこと
  - ▷築20年以上経過した空き家
  - ▷台所、浴室、便所等の水回り設備が10年以上更新されていない
  - ▷空き家の期間が6カ月以上
  - ▷耐震性能がある(1981年5月31日以前に着工された空き家を改修する場合。改修工事に合わせて耐震改修する場合も可)
  - ▷土砂災害特別警戒区域等に位置していない

▷補助事業の完了後、10年以上学生用シェアハウスとして活用

**対象経費** 学生用シェアハウスとして活用するための機能回復または設備改善に必要な工事に要する費用(補助対象外の費用あり)

**補助金等** 対象経費400万円以上で最大300万円補助。詳細は問合せ

**申請期限** 12月28日(水) 《問合せ》環境経済課

☎21-9096

費用の一部を補助

空き家の管理・利活用にお困りの方

相談会を実施します。詳しくは26ページ



## インターンシップ事前相談会 (オンライン開催)

8月4日(木)～5日(金)午後

- 内容** オンラインイベントシステム「リバコ」を利用したインターンシップ事前相談会
  - 参加企業** 市内の企業約30社
  - 対象者** 2024年3月卒業予定の学生(大学、短大、専門学校等)
  - 参加方法** 「ジョブナビ豊岡」からアクセス
- 《主催・問合せ》環境経済課☎21-9008



## わかもの応援 WEB就職面接会 inたじま

7月22日(金)～23日(土)午後1時～4時

- 内容** オンライン形式(Zoom)による就職面接会
  - 参加企業** 但馬内の企業約40社
  - 対象者** ▷35歳未満の若年者・既卒3年以内の未就職者▷2023年3月大学等卒業予定者
  - 申込方法** ウェブ申込(<https://www.tajima-job.com>) ※事前予約制
  - 申込期限** 7月18日(月)
- 《主催・問合せ》豊岡商工会議所☎22-4456



## 消費生活相談員の知恵袋

シリーズ18歳で成人①危険! 荷受代行のアルバイト

38



◆事例  
SNSで仲良くしている知人から荷物の受取代行のアルバイトを紹介され、まず身分証明書を写真に撮って送った。携帯電話などの荷物が届き、それらを指定場所に送るたび報酬が口座に振り込まれた。簡単に稼げたと思っていたが、しばらくして携帯電話会社から高額な請求書が届き、勝手に私の名義でスマホが複数台契約されていたことが分かった。知人とも連絡が取れない。(19歳 男性)

### ◆アドバイス

荷受代行はアルバイトを装っていますが、本当の目的は他人の身分証明書を使用して不正に携帯電話を購入することです。法律に違反し犯罪に

今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。成人になると自分の判断で契約できますが、責任も伴います。軽い気持ちで話にのらず断る勇気も必要です。

つながる恐れもあるため、このような荷受代行のアルバイトは絶対にしないでください。スマホの契約名義人に支払い義務が生じるため、携帯電話会社から代金を請求されることとなります。支払わずにいると今後の契約を断られたり、未払いが信用機関に登録され、新たなクレジットカードの申込みができなくなる可能性があります。

「簡単に稼げる」という情報がインターネット広告やSNSに掲載されています。安易に信用せず、また知人から誘われても、不審に思ったらきっぱり断りましょう。

《豊岡市消費生活センター》  
▷相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内  
▽電話相談 ☎21-9001  
▽ホームページに過去の知恵袋を掲載しています。





# 「妊娠・出産・子育て」をサポートします

健康増進課おやこ支援室では、安心して「妊娠」「出産」「子育て」ができるように、産前産後をサポートする専任の保健師が、子育て相談を受け付けています。「初めての妊娠で不安がいっぱい」「育児の協力者が少ない」「赤ちゃんの発育は順調かな？」など、気軽に相談してください。産前産後に利用できるサポート制度もあります。《問合せ》健康増進課おやこ支援室 ☎24-9604

**交流会** **マタニティ&パパ・ママ・ベビー交流会**  
 妊婦から生後6カ月までの赤ちゃん  
 とパパ・ママの交流会です。【妊娠中】  
 パパの妊婦体験、産後のための簡単クッキング、  
 ミルク作り体験 【出産後】離乳食作りの練習、  
 親子ふれあい遊び  
**赤ちゃんのお世話体験・交流会**  
 妊娠中に、ベビー人形を使って、おむつ交換や  
 沐浴の体験ができます。

**ヘルパー派遣** **産前・産後サポーター(ヘルパー)派遣【産後1年未満】**※1  
 サポーター(ヘルパー)が相談相手になったり、  
 家事援助(食事の準備・洗濯・掃除・買い物・  
 上の子の世話)や育児援助(沐浴の手伝い・  
 病院受診の同行等)を受けられます。(利用回数：  
 産前産後合わせて最大44回、多胎児は最大56回、  
 費用：300円/時間※2)

**家庭訪問** **妊婦・新生児・乳児家庭訪問**  
 保健師・助産師が家庭を訪問し、妊娠や  
 出産・産後の体調の相談や、発育状況、  
 兄弟姉妹の育児に関する相談も行います。

**産後ケア** **宿泊型【産後3カ月未満】**※1  
 出産後の休養のために病院に宿泊し、  
 おっぱいケア、赤ちゃんの育児指導などが  
 受けられます。(公立豊岡病院・公立八鹿病院、  
 費用：4千円/日※2、利用日数：最大7日まで)  
**訪問型・通所型【産後1年未満】**※1  
 訪問型は助産師が家庭訪問します。通所型は  
 利用者が助産院に向きます。おっぱいケアや  
 子育て相談、ママの心のサポートをします。  
 (費用：千円/日※2、利用回数：訪問型・  
 通所型合わせて最大4回まで)

**相談** **オンライン子育て相談**  
 「Zoom Cloud Meetings」を利用した  
 子育て相談。ステイホームでも安心して、  
 自宅から子育て相談ができます。  
**子育てなんでも相談室**  
 アイティ4階(WACCU TOYOOKA内)の子  
 育て相談室で、保健師が相談を受けま  
 す。妊娠期から思春期までの子育て  
 相談ができます。開設日時：月～  
 金曜日(祝・祭日除く)、午前10時～  
 午後3時



※1 利用の要件があります。問い合わせてください  
 ※2 市民税非課税・生活保護世帯は無料

**対象** **「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」**  
 外来・入院時の一部負担金や食事代を軽減するため、引き続き認定証が必要な方は、7月15日(金)以降に申請してください。

▽**限度額適用認定証**  
 左記のどちらかに該当して

▽**特定疾病療養受療証**  
 1952年7月2日以降生まれの特定疾病療養受療証を持つ国保被保険者

▽**高年齢受給者証**  
 1947年8月2日から52年7月1日生まれの国民健康保険(国保)被保険者

▽**申請に必要なもの**  
 ◎身分証明書(マイナンバーカード等)  
 ◎国保被保険者証  
 ◎過去1年間に入院日数が90日を超える方は、90日を超えたことが分かる書類(医療機関の発行する入院期間証明や領収書など)

《問合せ》市民課 ☎21-9061または各振興局市民

**国民健康保険のお知らせ**  
**高齢者受給者証等の更新**

**「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」の更新**  
 8月1日から有効の新しい受給者証等を7月下旬に送付します。  
 現在お持ちの受給者証等の有効期限は7月31日です。8月以降は使用できませんので注意してください。

○市民税課税世帯の中で、70歳未満の国保被保険者(納期限到来の国保税を完納している世帯に限る)  
 ○70歳以上75歳未満で高齢受給者証の負担割合が3割負担、かつ課税所得が690万円未満の国保被保険者

▽**限度額適用・標準負担額減額認定証**  
 世帯主および国保被保険者全員が市民税非課税となる世帯の方(70歳未満の被保険者の場合は納期限到来の国保税を完納している世帯に限る)

